

## ○宅地建物取引士 資格登録申請

提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	1 宅地建物取引士資格 登録申請書	
<input type="checkbox"/>	添付(1) 富山県収入証紙 ¥ 37,000	収入印紙ではありませんので、ご注意ください。
<input type="checkbox"/>	添付(2) 写真(縦3.0cm × 横2.4cm) 1枚	申請書に貼付けしてください。
<input type="checkbox"/>	2 誓約書	
<input type="checkbox"/>	3 身分証明書	※ 本籍地の市町村で発行されるもの(禁治産者・準禁治産者の宣告、後見・破産の通知を受けていないことを証明するもの)。 ※ <b>運転免許証や健康保険証ではありません。</b> ※ 外国籍の方は身分証明書に代えて「国籍等」及び「在留カードの番号等」の記載がある住民票の抄本及び「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではなく、かつ、破産者でもない」ことの誓約書の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	4 登記されていないことの証明書(又は医師の診断書)	※法務局で発行されるもの(成年被後見人、被保佐人の記録がないことを証明するもの)。 ※医師の診断書を、登記されていないことの証明書の代わりとして提出することができます。詳細は下記の注をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	5 住民票抄本	※本籍地の記載は不要です。ただし、外国籍の方は国籍・地域及び在留カードの番号等の記載が必要です。
<input type="checkbox"/>	6 宅地建物取引士資格試験合格証書(写し)	※文面に「 <b>富山県</b> 知事の委任に係る～」と記載があることを確認ください(他の都道府県知事名となっていた場合、本県において新規登録申請することはできません。)
<input type="checkbox"/>	7 登録資格を証明する書面	以下いずれかの書面を提出してください。 (1) 実務講習修了証明書(原本) →宅建業者での実務経験が2年に満たない方 (2) 実務経験を証明する書面 →宅建業者での実務経験が2年以上ある方 会社の代表者印を押し、証明してください。  <b>※その他、別途書類の提出を求める場合がございます。</b>

※ 公的機関より発行される各種書面(上記3、4、5)は、原則発行日より3か月以内のものを使用してください。

※ 医師の診断書は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載すること。

(根拠として記載する事項の例)

### A 医学的診断

- ・診断名
- ・所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)
- ・各種検査結果(認知機能検査等)
- ・短期間内に回復する可能性

### B 判断能力についての意見

- ・見当識の障害有無
- ・他人との意思疎通の障害の有無
- ・理解力・判断力の障害の有無